

《令和 5 年度》

新型コロナウイルス感染症に対応した

家庭用

# 学校ガイドライン

ジャカルタ日本人学校

# 学校における基本方針

(1) 児童生徒の安全を最優先に考え、感染症対策の3つのポイント「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」を踏まえ取組を行うこと。

- ・ 『発熱（37.3度以上）、37.3度未満でも平熱より明らかに体温が高い場合や明らかなコロナの症状（喉の痛み、咳、鼻水等、上気道に症状）がある学校関係者（児童生徒、教職員、職員）は自宅で休養する。
  - ・ 家庭と連携した健康観察
  - ・ 学校に入る前の検温等

感染源を  
絶つ

- ・ 手洗いの励行
- ・ マスクの着用
- ・ 校舎内・共有物の消毒
- ・ 換気の徹底等

感染経路を  
絶つ

抵抗力を  
高める

- ・ 規則正しい生活
- ・ 十分な睡眠
- ・ 適度な運動
- ・ バランスのとれた食事等

(2) 学校での生活は、三密（密閉、密集、密接）の条件が同時に重なる場をなくす環境づくりに努めます。

(3) 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないよう人権的配慮に十分留意します。また、個人情報の取扱いにも留意します。



## 登校前・登校時

### 【家庭】

- 登校前に、家庭で検温、健康観察をしてください。
- **体温が37.3度以上**の場合は登校を控えてください。  
37.3度以上の発熱は認められないが、**平熱より明らかに体温が高い場合**  
や**明らかなコロナの症状**（喉の痛み、咳、鼻水等、上気道の症状）**が見られた場合**も登校を控えてください。

### （1）登校前【家庭において】

- 毎朝、保護者による子どもの健康観察、体温測定を行ってください。
- 発熱、体調不良が見られた場合は、登校を控え医療機関を受診してください。
- 同居人に発熱が見られる場合は、受診して原因が分かるまで又は、症状が治まるまで登校を控えてください。

### （2）登校時

- バス内では、マスクを着用してください。
- 学校に到着後、靴箱まで決められたルートを通り、できるだけ人との間隔を開けるように通行し、密集することのないよう注意します。
- 登校したら、石けんで手を洗います。

## 学校生活

### （1）教室（担任・学担）

- 登校後、石けんで手を洗います。
- 一か所に人が密集しないよう注意します。
- 近距離で対面の会話はできるだけ避けます。
- 原則として学用品等の貸し借りはしません。
- 水とうは、自分で保管します。
- 水の補給は原則しません。各家庭で水分補給に必要な分を準備してください。  
※水筒を忘れた場合や水がなくなってどうしても水分補給をしないといけない場合は、担任に相談します。



## (2) 休み時間（朝活、昼休み等）

- 休み時間は、次時の準備・教室移動・トイレに行く時間です。
- 教室等の移動時には、「密」「接触」を避け、移動中は話をしないようにします。
- 図書室や特別教室に入る前は必ず手を洗います。  
教室に戻る時も、必ず手を洗います。
- アトリウム、体育館、グラウンド等では、接触や密集に注意して活動します。
- 遊具を使用した後は、必ず石けんで手を洗います。
- 校舎内は右側通行です。
- 売店の利用時間は休憩時間のみとし、学用品や飲料水を買ったあとは手を洗ってから教室へ入ります。お金を触った時は必ず石けんで手を洗います。

## (3) 授業中の流れとスタンス

- ペアトーク・グループ活動を行う場合は、先生の指示に従い、距離をとって行います。
- 近距離で対面の会話はできるだけ避けます。
- 共有する用具・学用品（実験用具、楽器）がある場合は、使用前後に手を洗います。

## (4) 特別教室での学習

- 密を避けて机を使うので、先生の指示に従って着席します。
- 特別教室に入る前には必ず手を洗ってから入室します。
- 特別教室から教室へもどる時は必ず手を洗います。

## (5) 昼食

- 食べ物や飲み物は共有しません。
- 食事の前には、必ず石けんで手を洗います。
- 黙って食事をします。

# 下校時

- 下校する時は担任の指示に従って教室から出ます。
    - バス通学者は、チャプロンさんの指示に従って、車に乗ります。座席は、指定
- さ
- れたところに座ります。また、完全予防のため車内ではマスクを着用し、友達と話をしないようにします。

# 感染症対策（感染予防対策用品・保健指導）

## （１）感染予防対策用品の設置

感染予防対策用品	設置場所
手指消毒液	ロビー・昇降口・各教室・特別教室・図書室・体育館
ふた付きのゴミ箱	トイレ・手洗い場・各フロア廊下・各教室
ペーパータオル	トイレ・手洗い場
予備のマスク（返却は不要）	各教室・保健室・職員室
汚物処理セット（バケツ）	※嘔吐や血液等も含め、物品等の消毒用
ペーパータオル・ビニール袋・ゴム手袋・マスク	各教室
ベイプ消毒液（サニテック）	各学級・特別教室
次亜塩素酸ナトリウム（原液）	保健室
非接触体温計	セキュリティ・保健室・各学年
空気清浄機	各教室２台

## （２）保健指導

### ①養護教諭

保健だより等で児童生徒、保護者、職員への注意喚起、保健指導を行います。

### ②担任

手洗い・咳エチケットなど、学校生活で気を付けることを学級で指導します。

## （３）マスクの着用

マスクの着用は、個人の判断とします。

## （４）手洗い

石けんを使って丁寧に手を洗い、自分のハンカチで手をふきます。

ハンカチを忘れずにもって来ます。

手洗い場では、密をさけ、表示に従って順番を待ちます。

爪を短く切り。指を清潔に保ちます。

手で目や鼻、口を触らないようにします。

手洗い場がないところでは、消毒液を使います。

□ 外から教室へ戻る時は、必ず手を洗ってから入室します。

#### (5) 換気

□ 教室の窓は対角になるよう2か所を常にかけておきます。

□ 換気扇を回して空気の入替えをします。

□ 教室のエアコンと空気清浄機は児童生徒がいる間は常時つけておきます。

## 発熱等の症状がでた場合

### (1) 出席停止・早退について

#### 【出席停止基準】

① 37.3℃以上の発熱がある場合

② 37.3℃以上の熱がなくても、平熱より明らかに体温が高い場合、明らかにコロナの症状（喉の痛み、咳、鼻水等、上気道の症状）がある場合

#### 【早退基準】

□ 上記出席停止基準の①②のどれか1つでも当てはまる児童生徒は、早退します。

#### 【家庭へのお願い】

□ 毎日登校前に検温を行ってください。

□ 37.3℃以上の場合、または体調がすぐれない場合は登校を控え、自宅で休養してください。

□ 平熱が高い児童生徒やアレルギーで消毒液が使えない児童生徒は、個別にご相談ください。

□ 発熱で早退する場合、兄弟姉妹も一緒に早退します。（下校後、オンライン学習に参加してください。）

同居している家族に発熱の症状があるときは出席停止です。



体を休めている間は『出席停止』とし、体調が良くなってオンラインで学習に参加した場合は、出席とします。

## 2) 出席停止の取扱

次の場合、欠席扱いとせず指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

区分	事由	記入上の名称
学校保健安全法 第19条の規定に 基づく出席停止	児童生徒自身の感染が判明した。	新型コロナウイルス感染症
	児童生徒自身が、濃厚接触者に特定された。	新型コロナウイルス濃厚接触者
	児童生徒自身が、発熱等、風邪の症状がみられる。	新型コロナウイルス感染症関連による
	児童生徒の同居人に発熱等、風邪の症状がみられる。	新型コロナウイルス感染症関連による
「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	保護者から、感染症予防や感染への不安のため、子どもを休ませたいと相談があった児童生徒について、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。	新型コロナウイルス感染症関連による
	医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合。	新型コロナウイルス感染症関連による。

### < 濃厚接触者の定義 >

- 本校における新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（以下、濃厚接触者）とは、「患者と同居している者」、「患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した者」等、国立感染症研究所の定義によるものとします。

### (3) 出席停止の期間について

#### ① 児童生徒自身の感染が判明した場合【新型コロナウイルス感染症】

《出席停止の期間》

開始日：感染の判明した日（発症日）

判明前から体調不良で欠席している場合はその間も出席停止扱い

期 間：専門医等が快癒を認める等登校を許可するまでの間

無症状の場合は、PCR検査を受けた日を0日として7日間

#### ② 児童生徒が濃厚接触者に認定された場合【新型コロナウイルス濃厚接触者】

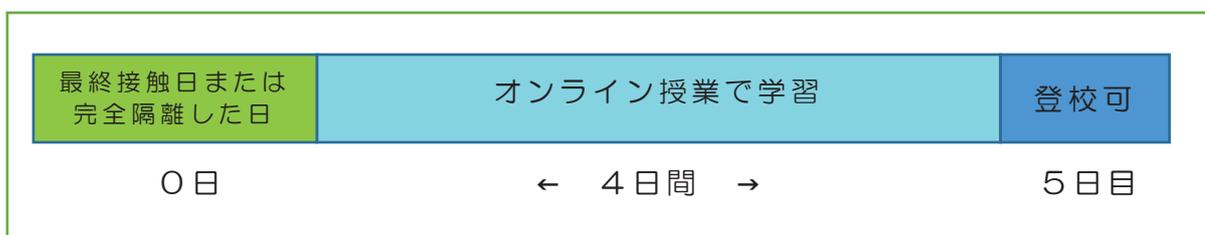
《出席停止の期間》

開始日：濃厚接触者と認定された日

期 間：最終接触を0日として4日間

※同居の場合は完全隔離した日を起算日とする。

→期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ



#### ③ 児童生徒自身に発熱、体調不良が見られる場合

《出席停止の期間》

- 本人に**発熱**、体温が37.3度未満でも**平熱より明らかに体温が高い**場合、**明らかなコロナの症状**（喉の痛み、咳、鼻水等、上気道に症状）がある場合は、医療機関へ相談するようにしてください。

開始日：症状の出た日

期 間：症状が治まった日を0日として**3日間**

- 発熱がなく、頭痛、下痢、倦怠感、腹痛などの**体調不良**が見られるが医療機関へ相談していない場合や陽性でないと分かっている場合

開始日：症状の出た日

期 間：症状が治まった日を0日として**1日間**

※ **熱の症状がなくても明らかなコロナの症状**（喉の痛み、咳、鼻水等、上気道に症状）がある場合は、**医療機関へ相談するようにしてください**。医療機関にかからない場合は、**症状が治まった日を0日として、1日様子を見てから登校してください**。

- 発熱、体調不良等で医療機関へ相談した場合  
期 間：専門医、医療機関の指示した日まで

- 新型コロナのPCR検査を受けた場合  
期 間：専門医、医療機関の指示した日まで。

⇒感染が判明すれば「①」へ

#### ④児童生徒の同居人に発熱が見られる場合

同居人が発熱した場合は、受診して原因が分かるまで又は症状が治まるまで登校を控える。発熱以外の場合は、本人に症状がなければ登校可能。

- 体調が悪い時は無理をせず、ゆっくり休みましょう。医療機関へ相談した場合は、医療機関の指示に従ってください。
- 心配なことがある場合は、担任または養護教諭にご相談ください。

## 児童生徒の心のケア・家庭との連携

- 児童生徒の人権の尊重、感染症の予防、感染拡大の防止に配慮します。
- 職員、児童生徒に新型コロナウイルス感染症と判断された感染者を特定しようとすることや SNS 等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為です。また、それらの行為はいじめや差別につながる恐れもあります。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導するとともに、人権教育の指導の充実を通して、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることのないように取り組みます。

# 校内で体調不良者が発生したときの対応

